

第3号議案

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和3年3月2日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続の簡素化を図るため提案する。

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 蒲郡市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項中「押印」を削る。

(蒲郡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年蒲郡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「押印」を削る。

別記様式中「㊟」を削る。

(蒲郡市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市火入れに関する条例(昭和59年蒲郡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、

「

防火体制	火入従事者	男 人、 女 人、 計 人
	防 火 帯	延長 メートル、 幅員 メートル
	器 具	

を

」

「

防火体制	火入従事者	人
	防 火 帯	延長 メートル、 幅員 メートル
	器 具	

に

」

改める。

(東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第4条 東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業施行条例(昭和44年蒲郡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「押印」を削る。

(東三河都市計画事業蒲郡駅南土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第5条 東三河都市計画事業蒲郡駅南土地区画整理事業施行条例（昭和63年蒲郡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「押印」を削る。

(東三河都市計画事業蒲郡中部土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第6条 東三河都市計画事業蒲郡中部土地区画整理事業施行条例（昭和62年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。